

【お知らせ】

蒲原海岸堤防の美化に協力をお願いします。

国土交通省・静岡市では、防波堤天端に放置してある物件について海岸管理上支障（車両通行支障・施設点検不能）となっています。防波堤の上に置かれている方は、10月31日までに撤去をお願いします。11月1日以降放置されている物件については、不法投棄物として警察署へ通報することとします。



漁船やロープ・ドラム缶、布団が放置されたままになっています。

問い合わせ先

国土交通省 静岡河川事務所 蒲原海岸出張所 TEL 054-385-4626
静岡市役所 市民生活部 蒲原事務所 TEL 054-385-7730